

飲酒運転の罰則・行政処分

※運転者以外の方も処罰の対象です!

酒酔い運転

罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

行政処分 免許取消し 点数 35点 (欠格期間 3年)

酒気帯び運転

罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

①体内にアルコールが呼気1ℓ中0.25mg以上

行政処分 免許取消し 点数 25点 (欠格期間 2年)

②体内にアルコールが呼気1ℓ中0.15mg以上0.25mg未満

行政処分 免許停止 点数 13点 (停止期間 90日)

飲酒検知拒否

罰則 3か月以下の懲役
又は50万円以下の罰金

ハンドルキーパー運動



自動車仲間と飲食店などに行く場合、仲間同士や飲食店の協力を得て酒類を飲まない人(ハンドルキーパー)を決めて、その人が酒を飲まず、仲間を安全に自宅まで送り届けるという運動です。

まだいるの 飲んで乗る人 飲まず人
自動車運転代行サービス
をご利用ください。



飲酒などの理由で自動車の運転ができなくなった人の代わりに運転して、自動車を目的地(主に依頼者の自宅)に送るサービス。「代行運転」とも呼ばれています。

同乗者

①運転手が酒酔い運転の場合

罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

②運転手が酒気帯び運転の場合

罰則 2年以下の懲役
又は30万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

車両の提供者

※酒気を帯びている者に車両を提供する

①運転手が酒酔い運転の場合

罰則 5年以下の懲役
又は100万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

②運転手が酒気帯び運転の場合

罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

酒類の提供者

※車両を運転するおそれのある者に酒類を提供する

①運転手が酒酔い運転の場合

罰則 3年以下の懲役
又は50万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は停止処分の対象

②運転手が酒気帯び運転の場合

罰則 2年以下の懲役
又は30万円以下の罰金

行政処分 免許取消し又は停止処分の対象